

マスクの考え方の見直し後(令和5年3月13日～)も基本的な感染防止策は重要ですので、以下の項目を守ってご利用ください。

1 全体を通じての注意事項

- 1 本人や同居家族に感染が疑われる症状(平熱+1℃以上又は37.5℃以上の発熱や息苦しさ、強いだるさ、咽頭痛、味覚及び嗅覚障害など)がある場合は、利用できません。利用前に、事前の体温測定確認、健康チェックを行ってください。
- 2 入室前、入室後など定期的な手洗いと手指消毒をしてください。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗ってください。
- 3 マスクの着用は、個人の判断としますが、感染を防止するため、利用者の重症化リスクや活動の内容に応じて、利用責任者が、マスクの着用を必要と判断した場合は、その指示に従ってください。
- 4 機械換気設備がある建物では、必ず換気設備を稼働させてください。機械換気設備がない建物では、30分に1回以上、5分間程度を目安に、窓を全開にして室内の換気を十分に行ってください。換気における窓開けは必ず2方向以上を開けるなど部屋の空気を入れ替えてください。窓が一方向きしかない場合には、ドアを開けてください。
- 5 利用者同士の間隔は、肩と肩が触れ合わない距離を必ず確保してください。また、飛沫や接触による感染リスクを抑制するために、できるだけ距離を確保して利用するように努めてください。
- 6 会話をする際は、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話は短く切り上げる」など、感染防止対策をとってください。対面の場合は、必ず1mから2mを目安に距離をとってください。
- 7 参加者が手を触れる箇所の適切な消毒を行い、用具等については参加者間で使いまわしをしないでください。
- 8 活動内容について、各種連盟などが公表している既存のガイドラインが存在する場合は、そのガイドラインも遵守してご利用ください。

2 会議室等において昼食など飲食をする場合の注意事項(水分補給を除く)

- 1 飲食をする場合は、飲食エリアを設定してください。
なお、飲食エリアには座席数以上の人を入れないでください。
- 2 飲食の座席は、前後左右2mの間隔を空けた座席を設定し、対面にならないよう配置してください。
- 3 大皿は避けて料理は個々に分け、他者と共有することのないようにしてください。
また、食器やコップ、箸などは使い捨てを使用するか、洗剤でしっかり洗ってから使用してください。
- 4 食べ残しや唾液などが付着した可能性があるゴミは密閉しお持ち帰りください。